
PTSを通じた空売りにおける公正確保に伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等について

日証協 平成 22 年 7 月 20 日

本協会では、本年 7 月 20 日の自主規制会議において、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等を行った。

去る平成 22 年 3 月 4 日に改正された金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」により、私設取引システム運營業務の認可に当たって、「取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること」が求められることとなった。

今般、当該公正を害する売買等を排除する方法及び態勢の確立を行わしめるため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部について改正を行った。

本規則改正は、平成22年 7 月20日から施行する。

規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

PTS を通じた空売りにおける公正確保に伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での
売買等に関する規則」等の一部改正等について

平成 22 年 7 月 20 日
日本証券業協会

・改正等の趣旨

金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が平成 22 年 3 月 4 日付で改正され、私設取引システム（以下「PTS」という。）運營業務の認可に当たって、「取引所金融商品市場で行えば空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること」が求められたところである。

そこで、本年 5 月に本協会のエクイティ委員会の下部組織として「取引所外売買など株券等の取引の制度整備に関するワーキング・グループ」を設置し、検討を行ってきたところであるが、今般、当該公正を害する売買等を排除する方法及び態勢の確立を行わしめるため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正等を行うこととする。

・改正等の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

- (1) この規則における「空売り」及び「信用取引」について定義を追加することとする。

（第 2 条第 8 号及び第 9 号）

- (2) PTS 運營業務の認可を受けた会員（以下「認可会員」という。）は、当該認可業務において空売りを行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならないこととするとともに、空売りの公正確保のための社内規則の制定など、管理態勢の確立を求めることとする。

（第 6 条の 2 第 1 項から第 3 項）

- (3) 認可会員は、認可業務において、信用取引を行ってはならないこととする。また、認可会員が行う認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員（以下「参加会員」という。）は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではならないこととする。

（第 6 条の 2 第 4 項）

- (4) 参加会員は、認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐ等の場合には、細則に定めるところにより行わなければならないこととする。

(第6条の2第5項)

- (5) 認可会員及び参加会員は、顧客から PTS で執行することとなる空売りの注文を受ける場合に、あらかじめ顧客に対して説明しなければならない事項を定めることとする。

(第18条)

2.「『上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

- (1) 認可会員に対し、認可業務において空売りをを行う場合において、自社の顧客から当該空売りの注文を受けるときには、決済措置が講じられていること及び空売りであるか否かの別並びに価格規制に抵触しないか確認しなければならないこととし、その他所要の記録を残すことなどの対応を義務付けることとする。

(第2条から第4条)

- (2) 参加会員に対し、認可会員へ顧客から注文を取り次ぐときの確認義務等として、決済措置が講じられていること及び空売りであるか否かの別並びに価格規制に抵触しないか確認しなければならないこととし、その他所要の記録を残すことなどの対応を義務付けることとする。

(第5条から第7条)

3.「PTSを通じた空売りにおける留意すべき事項について」(ガイドライン)の制定について

認可会員における空売り規制の価格規制に係る基準とする価格の取扱いについて、売買価格決定方式毎に定めることとする。

4.「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

協会の従業員における空売りに関する禁止行為として、PTSにおける空売りに係る禁止行為を追加することとする。

(第7条第3項第23号及び第24号)

． 施行の時期

この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

< ． 1 ～ 3 について >

日本証券業協会 自主規制 1 部 （ TEL 03-3667-8647 ）

< ． 4 について >

日本証券業協会 自主規制企画部 （ TEL 03-3667-8470 ）

以 上

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 7 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現行どおり) 7 <u>8 空売り</u> 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の2の2第1項に規定する空売りをいう。 <u>9 信用取引</u> 金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第1項に規定する取引をいう。 <u>(認可業務における空売り等の取扱い等)</u> 第 6 条の 2 認可会員は、認可業務(当該認可業務に係る売買価格の決定方法が金商法第2条第8項第10号口から二までに規定する方法以外の方法である場合に限る。以下この条(第4項を除く。)及び第18条において同じ。)において空売り(信用取引を除く。以下同じ。)を行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならない。 <u>2 認可会員が認可業務において前項の規定に基づき空売りを行う場合には、空売りに係る公正を害する売買等を排除する方法について社内規則を定め、十分な管理態勢を確立しなければならない。</u> <u>3 認可会員は、前項の社内規則については、作成後、速やかに本協会に提出しなければならない。当該社内規則を変更した場合も同様とする。</u> <u>4 認可会員は、認可業務において、信用取引を行ってはならない。また、認可会員が行う認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐことのできる会員(以下「参</u>	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 7 (新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
加会員」という。)は、信用取引となる顧客の注文を取り次いではない。 5 <u>参加会員は、認可業務において執行される顧客の注文を認可会員に取り次ぐ場合又は自己の計算による空売りを行う場合には、細則に定めるところにより行わなければならない。</u> (顧客への説明等) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受ける場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を当該顧客に対して説明しなければならない。 1 <u>認可業務において行う場合</u> イ <u>受渡決済に関する条件</u> ロ <u>空売りの取引に係る取扱い</u> ハ <u>その他協会員が必要と認める事項</u> 2 <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> イ <u>受渡決済に関する条件</u> ロ <u>その他協会員が必要と認める事項</u> 付 則 この改正は、平成22年 7 月20日から施行する。	(顧客への説明) 第 18 条 協会員は、顧客から取引所外売買に関する注文を受けた場合には、あらかじめ、当該顧客に対し、<u>受渡決済に関する条件等会員が必要と認める事項について説明しなければならない。</u> (新 設) (新 設)

**「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に
関する細則の一部改正について**

平成 22 年 7 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(認可会員が空売りをを行う場合の裏付けの 確認等)</u> <u>第 2 条</u> <u>認可会員は、規則第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可業務において空売りを 行う場合において、自社の顧客から当該空売 りの注文を受けるときには、あらかじめ当該 空売りに係る有価証券について決済措置（金 融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」 という。）第 26 条の 2 の 2 に規定する決済措 置をいう。以下同じ。）が講じられていること を確認しなければならない。</u> <u>2</u> <u>認可会員は、前項の規定により確認した内 容について、次の各号に掲げる事項を記載し た書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 決済措置に係る有価証券の調達先</u> <u>4 前項の規定により確認した決済措置の 内容</u> <u>3</u> <u>認可会員は、第 1 項の場合において、認可 業務において空売りを行おうとする顧客が当 該空売りに係る有価証券について決済措置を 講じていることを明らかにしない場合には当 該空売りの注文を受けてはならない。</u> <u>4</u> <u>認可会員は、参加会員（規則第 6 条の 2 第 4 項に規定する参加会員をいう。以下同じ。） との間において、参加会員の顧客が行う空売 りについて参加会員が当該空売りに係る有価 証券について決済措置が講じられていること を確認できないときは当該空売りをを行うこ とができない旨の契約を締結しなければならない。</u> <u>5</u> <u>前各項の規定は、有価証券の取引等の規制 に関する内閣府令（以下「取引規制府令」と いう。）第 9 条の 3 に規定される取引及びこれ らを認可業務において行う取引に応じて読み</u>	(新 設)

新	旧
<u>替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u> <u>6 認可会員は、前項に該当することを確認した場合には、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 取引の具体的内容</u> <u>（認可会員が空売りを行う場合の明示及び確認）</u> <u>第3条 認可会員は、規則第6条の2第1項の規定に基づき、認可業務において空売りを行う場合において、自社の顧客から認可業務において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合には、あらかじめ当該売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</u> <u>2 認可会員は、前項に規定する義務を履行したことを証する書類として、私設取引システム運営業務に係る取引記録に空売りであるか否かの別を記載しなければならない。</u> <u>3 認可会員は、第1項の確認に際し、自社の顧客が認可業務において行う有価証券の売付けについて空売りであるか否かの別を明らかにしない場合には当該売付けの注文を受けてはならない。</u> <u>4 認可会員は、第1項の確認をするため、参加会員との間において、参加会員が参加会員の顧客から売付けの注文を受けるに当たり、当該売付けが空売りであるか否かの別を確認する旨の契約を締結しなければならない。</u> <u>5 前各項の規定は、取引規制府令第10条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)

新	旧
<u>(認可会員が空売りを行う場合の価格)</u> <u>第 4 条</u> <u>認可会員は、規則第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、認可業務において行う空売りについて、金商法施行令第 26 条の 4 に準じて、空売りを行う場合の価格についての基準を定め(以下「価格規制」という。)\ 当該基準に該当することとなる注文を執行してはならない。</u> <u>2</u> <u>認可会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、規則第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づき本協会に提出する社内規則において定めなければならない。</u> <u>3</u> <u>認可会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、あらかじめ顧客及び参加会員に周知しなければならない。</u> <u>4</u> <u>前各項の規定は、取引規制府令第 14 条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)
<u>(参加会員が空売りを行う場合の裏付けの確認等)</u> <u>第 5 条</u> <u>参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、顧客の注文を認可会員に取次ぐ場合において、自社の顧客から当該空売りの注文を受けるときには、あらかじめ当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていることを確認しなければならない。</u> <u>2</u> <u>参加会員は、前項の規定により確認した内容について、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</u> <u>1</u> <u>顧客の氏名又は名称</u> <u>2</u> <u>確認年月日</u> <u>3</u> <u>決済措置に係る有価証券の調達先</u> <u>4</u> <u>前項の規定により確認した決済措置の内容</u> <u>3</u> <u>参加会員は、第 1 項の場合において、顧客</u>	(新 設)

新	旧
<u>が決済措置が講じられていることを明らかにしない場合には、認可会員に当該顧客の空売り注文を取り次いではない。</u> <u>4 参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、参加会員の自己の計算による空売りを行う場合において、当該空売りに係る有価証券について決済措置が講じられていないときは当該空売りを行ってはならない。</u> <u>5 前各項の規定は、取引規制府令第 9 条の 3 各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u> <u>6 参加会員は、前項に該当することを確認した場合には、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、7 年間保存しなければならない。</u> <u>1 顧客の氏名又は名称</u> <u>2 確認年月日</u> <u>3 取引の具体的内容</u> <u>(参加会員が空売りを行う場合の明示及び確認)</u> <u>第 6 条</u> <u>参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、顧客の有価証券の売付けの注文を認可会員に取り次ぐ場合には、当該注文者に対し、あらかじめ当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。</u> <u>2 参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項に規定する場合において、認可会員に対して行う有価証券の売付け又は顧客の空売りの取次ぎについて、当該認可会員に対し、空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。</u> <u>3 参加会員は、第 1 項に規定する義務を履行したことを証する書類として、注文伝票に空売りであるか否かの別を記載しなければならない。</u> <u>4 前各項の規定は、取引規制府令第 10 条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。</u>	(新 設)

新	旧
<u>(参加会員が空売りを行う場合の価格)</u> <u>第 7 条</u> 参加会員は、規則第 6 条の 2 第 5 項の規定に基づき、認可会員に対して自己の計算による空売り又は顧客の空売りの取次ぎを行うときは、当該認可会員が規定する価格規制に該当することとなる価格で空売りを行つてはならない。 <u>2</u> 参加会員は、価格規制の内容及び価格規制に係る基準価格の採用方法について、あらかじめ顧客に周知しなければならない。 <u>3</u> 第 1 項の規定は、取引規制府令第 14 条各号に規定される取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引には適用しない。 <u>第 8 条</u> (現行どおり) <u>第 10 条</u> 付 則 この改正は、平成22年 7 月20日から施行する。	(新 設) <u>第 2 条</u> (省 略) <u>第 4 条</u>

PTS における空売りの価格規制に係る基準とする価格のガイドライン

認可業務（上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第 2 条第 6 号）を運営する認可会員（規則第 2 条第 5 号）における空売り規制の価格規制に係る基準とする価格の取扱いについては、売買価格決定方法毎に以下のように取り扱うものとする。

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 （以下「基準価格」という。）	価格規制適用の可否の判断
競売買の方法 （金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号イ）	自社 PTS 寄付き前	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格（当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。） 自社 PTS における直近の約定価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ 基準価格がその直前の異なる価格を下回っている場合（以下「ダウNTティックの場合」という。）は、基準価格以下での空売りを行ってはならず、基準価格がその直前の異なる価格を上回る場合（以下「アップティックの場合」という。）は基準価格未満での空売りを行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。
	自社 PTS ザラ場中	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の約定価格 自社 PTS における直前の約定価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウNTティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることで

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 (以下「基準価格」という。)	価格規制適用の可否の判断
			もよいこととする。
顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法 (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第17条第1号)	取引開始前	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) 自社PTSにおける直近の約定価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウNTティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。
	取引時間中	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) 自社PTSにおける直近の約定価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウNTティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。
金融商品取引業者が、同一の銘柄に対し自己又は他の金融商品取引業者等の複数の売付け及び買付けの気配を提示し、当該複数の売付け及び買付けの気配に基づく価格を用いる方法 (金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣	取引開始前	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) 自社PTSにおける直近の約定価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウNTティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウNTティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。

	注文のタイミング	基準とすることができる価格 (以下「基準価格」という。)	価格規制適用の可否の判断
府令第 17 条第 2 号)	取引時間中	認可会員が銘柄毎に指定した取引所金融商品市場が公表する直近の価格(当該取引所金融商品市場が公表する基準価格を含む。) 自社 PTS における直近の約定価格 自社 PTS における直前の最良買い気配価格 のいずれか認可会員が定める価格	✓ 基準価格とその直前の異なる価格(の場合には直前の異なる最良買い気配価格)と比較し、アップティックの場合は基準価格未満での空売りを行ってはならず、ダウンティックの場合は基準価格以下での空売りは行ってはならない。 ✓ アップティックの場合かダウンティックの場合かにかかわらず、一律基準価格以下での空売りを禁じることもよいこととする。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 7 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(禁 止 行 為) 第 7 条 (現 行 ど お り) 2 (現 行 ど お り) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 ゝ (現 行 ど お り) 22 23 <u>顧客から金融商品取引所又は認可業務（「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」第 2 条第 6 号に定める認可業務をいう。次号において同じ。）において行う有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 10 条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引を除く。</u> 24 <u>顧客から受託をした金融商品取引所又は認可業務において行う有価証券の空売りについて、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第 14 条に規定する取引及びこれらを認可業務において行う取引に応じて読み替えた場合の読替後の取引並びに当該直近公表価格の直近に公表された当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。</u> イ <u>金融商品取引所において注文が執行される場合</u> <u>空売りにかかる有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格</u> ロ <u>認可業務において注文が執行される場</u>	(禁 止 行 為) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 ゝ (省 略) 22 23 顧客から有価証券の売付けの注文を受ける場合において、当該有価証券の売付けが空売り（金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項に規定する空売りをいう。次号及び第 25 号において同じ。）であるか否かの別を確認せずに注文を受けること。ただし、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「取引規制府令」という。）第 10 条に規定する取引を除く。 24 顧客から受託をした空売りについて、<u>当該空売りに係る有価証券につき金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した価格（以下「直近公表価格」という。）以下の価格で当該空売りを行うこと。ただし、取引規制府令第 14 条に規定する取引及び金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う取引を除く（次号において同じ。）。</u>

新	旧
<u>合</u> <u>空売りにかかる有価証券につき金融商</u> <u>品取引所が当該空売りの直近に公表した</u> <u>価格又は当該認可業務を行う会員が当該</u> <u>空売りの直近に公表した価格のいずれか</u> <u>で当該会員が定める価格</u> 25 ゝ 31 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。	25 ゝ 31 (省 略)